

ID: 5456

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	低炭素建築物新築計画の認定 (登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証の添付がなく、建築確認の審査の申し出がある場合)		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項		
法令番号			
【基準】 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条(低炭素建築物新築等計画の認定)第1項、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第11条、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第12条の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日